●フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会設置要綱

（令　和　６　年　２　月　２９　日
日本学術会議第 363 回幹事会決定）

（設置）

第１　日本学術会議会則第１６条第１項に基づく課題別委員会として、フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第２　委員会は、フューチャー・アースの推進と社会との連携に資するため、関連する諸問題を整理し、審議するとともに、関連機関・組織との連携を図る。

（組織）

第３　委員会は、３０名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会）

第４　委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構　　成	設置期限
地球環境変化の人間的側面分科会	１．地球環境変化の人間的側面に係る課題の抽出と対応 ２．持続性国際プログラムや機関等との連携と社会貢献 に係る審議に関すること	30 名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和６年５月 31 日～令和８年９月 30 日
SDGs の進捗評価分科会	１.日本の VNR ２.SDGs の達成状況の評価 ３.SDGs 実施の科学的評価 に係る審議に関すること	30 名以内の会員又は連携会員	設置期間：令和６年 12 月 20 日～令和８年９月 30 日

（設置期限）

第５　委員会は、令和８年９月３０日まで置かれるものとする。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担

当）において処理する。

（雑則）

第７　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和６年５月３１日日本学術会議第３６７回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附　則（令和６年１２月２０日日本学術会議第３７８回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。